

第1条（契約の趣旨）

甲は、令和 年 月 日、乙に対し、甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務（以下「委任事務」という。）を委任し、丙に対し、乙の行う委任事務を監督することを委任し、乙及び丙は、これを受任する。

第〇条（報告）

- 1 乙は、甲及び丙に対し、〇か月ごとに、本件委任事務処理の状況につき報告書を提出して報告する。
- 2 甲及び丙は、乙に対し、いつでも、本件委任事務処理の状況につき報告を求めることができる。